

# 臨床検査に関するお知らせ

株式会社セントラル医学検査研究所

先生各位

平成 23 年 11 月

B-11-07

## 検査実施料新設のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「保医発 1031 第 5 号」により下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬具

記

◆ 適用日 平成 23 年 11 月 1 日から適用

◆ 適用が拡大された検査項目

検査項目	保険点数
肺炎球菌細胞壁抗原（定性）（中耳炎及び副鼻腔炎への適用拡大）	210 点

▼詳細内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
肺炎球菌細胞壁抗原（定性）	210 点	免疫学的検査判断料（144 点）	「D012」感染症免疫学的検査の 23	ア. 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ. 次のいずれかの場合に算定する。 (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合。 (ロ) <u>イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合。</u> ウ. 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。